R5 経 農 振 第 2022 号 令 和 6 年 2 月 9 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

仙台市長 郡 和子

市町村名 (市町村コード)	仙台市		
	(100)		
地域名 (地域内農業集落名)	宮城		
	(作並、熊ヶ根、宮城白沢、倉内、二岩、町、郷六、大竹、吉成、芋沢、原区、下川前、上川前、大手門、下倉、栗生(大沢)、定義、十里平、日向、白木、新川、栗生(広瀬))		
協議の結果を取り	ましめた年日ロ	令和 6年1月17日	
励識の和果を取り	たこなりに十月 ロ	(第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

今後認定農業者等が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の 方が多く、新たな農地の受け手確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田においては、主食用米の取り組みや、集団転作で集落営農組織が大豆の生産に取り組む他、ねぎなどの 新たな水田活用作物の栽培を検討する。畑作では、地域の特産を目指して自然薯、ジャンボニンニク、ねぎ、玉 ねぎ、里芋、ツルムラサキ、そら豆の栽培に取り組む。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

•			
区域内の農用地等面積		538 ha	
		うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	538 ha
		(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域の農用地区域を基本とし、農用地区域内に農地がない担い手の農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

Ę	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項	項							
Ī	(1)農用地の集積、集約化の方針								
	ブロックローテーションに配慮しながら、担い手が分散した農地を集約して耕作できるよっして集積を図る。	う、中間管理事業を活り	Ŧ						
L	(2)農地中間管理機構の活用方針								
	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の農地分散を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間 る。	間管理機構に貸し付け							
ŀ	(3)基盤整備事業への取組方針		_						
	ほ場整備未整備地では、農道がないところもあり、貸すことも出来ず、さらに地権者の高担い手がいないことから、他の地域の担い手が耕作できるよう、ほ場整備事業を検討する								
ŀ	 (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針		_						
	小規模経営、兼業農家などの多様な経営体は、地域農業の活性化だけでなく地域社会とともに重要な役割を果たしていることから、経営の継続に向けての取組みとして、機械更								
検討することや、堀払い等の共同作業の場には、次の世代の参画を促す等、円滑な継承を図る取り組みを行う。 また、新規就農者を育成するため、市・農業委員会・県・JA等と連携し、相談から定着までの支援に取り組む。									
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針								
_	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してくだ								
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④輸出	□⑤果樹等							
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連打	!携 ☑ ⑩その他							
ı	【選択した上記の取組方針】	-							
	① ・各地区の獣害対策協議会においてワイヤーメッシュ柵や電気柵を共同で管理し、定期的	わから格及び修繕作業	な						
	引き続き実施する。		ب						
	・地域ぐるみの捕獲対策において共同で捕獲活動を実施し農作物被害の発生防止を図る ⑽	3 .							
	国道沿いであることや観光地があること等の立地条件を活かして、既存の施設を活用した	た定期市の開催や、地	元						
ŀ	産の農産物を活用したお土産の開発を検討する。								
L									